

(公 印 省 略)  
令和2年4月27日

保護者 様

玉村町長 石川 眞男  
(子ども育成課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育施設への登園自粛要請期間の  
延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる登園自粛につきまして、保護者及びご家族の皆さまにはこれまで深いご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。しかし、国の「緊急事態宣言」の全国への拡大や群馬県内の感染者の増加など、現時点においては収束の見通しが立たない状況となっています。

現在、4月13日(月)から5月6日(水)までを登園自粛要請期間としていますが、県内での新型コロナウイルス感染者が増加している現状を踏まえ、下記のとおり、登園自粛要請期間を延長します。

保護者及びご家族の皆さまには、引き続きご負担をおかけしますが、お子様の健康を最優先とした趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 登園自粛要請の延長期間

令和2年5月7日(木)～5月31日(日)

※ 現時点での対応であり、今後の感染状況によって変更することもあります。

2. 登園自粛の考え方について

登園自粛の要請期間中は、できる限り登園をお控えください。ただし、保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は、希望保育としてお預かりすることが可能ですので、在籍する施設にご連絡ください。

3. 保育料の減免について

町内在住の0～2歳児クラスの児童について、1.の期間中に登園自粛にご協力いただいた場合には、自粛された日分の保育料について、減免(日割計算)を適用します。減免前の金額で一旦徴収し、後日減免分を精算または還付します。

連絡先：子ども育成課 保育係 電話：0270-64-7719 (直通)